

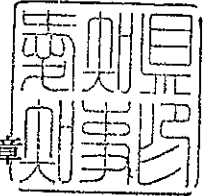


行政文書開示決定通知書

3文芸第1020号
令和3年7月15日

田中 智之 様

愛知県知事 大村 秀 章



令和3年6月18日付けで開示請求のありました行政文書については、次のとおり開示することとしましたので、愛知県情報公開条例第11条第1項の規定により通知します。

行政文書の名称	<p>・2019年12月26日開催 あいちトリエンナーレ実行委員会運営会議配付資料1-1「あいちトリエンナーレ2019」これまでの経緯</p> <p>〔あいちトリエンナーレ実行委員会会長が、あいちトリエンナーレ実行委員会規約第16条1項に基づき、2019年1月1日から同年12月31日の間になした専決処分につき、同会運営委員会に対し、同規約同項第2号に基づき報告をなした報告内容を記した文書全て〕</p>	
開示を実施する日時及び場所	日 時	午前 令和3年7月21日 9時 午後
	場 所	県民生活課（県民相談・情報センター） （愛知県自治センター2階）
開示の実施の方法	写しの交付	
開示の実施に要する費用の額	<p>1 写しの作成に要する費用 30円</p> <p>2 写しの送付に要する費用 郵便切手 円分</p>	
担 当 課 等	<p>県民文化局文化部文化芸術課 国際芸術祭推進室調整グループ 電話 052-971-6111</p>	

- 注1 当日は、この通知書を持参の上、上記の開示場所までお越しください。
 2 当日御都合が悪い場合には、あらかじめ担当課等まで御連絡ください。
 3 ~~「写し」には、電磁的記録を用紙に出力したものが含まれます。~~